

本件維持管理業務及び本件運転管理業務の対象施設及び業務実施期間

本件維持管理業務及び本件運転管理業務の対象施設及び業務実施期間は次のとおりとする。

1. 新焼却処理施設等 [業務実施期間：令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日]
 - (1) 新焼却処理施設（煙突を含む）
 - (2) 新計量棟、収集車車庫、洗車場、給油所、管理棟（必要に応じて）、各種倉庫類、外構設備の一部、雨水流出抑制施設、渡り廊下（但し、環境啓発棟引き渡し日から）、守衛室、小動物受入安置室

2. 新粗大ごみ処理施設等 [業務実施期間：令和 7 年 10 月 1 日又は発注者が別途指示した日）から令和 31 年 3 月 31 日]
 - (1) 新粗大ごみ処理施設
 - (2) 新特別高圧変電所、ストックヤード

業務分担表

部門	業務種別	業務概要	業務担当者																							
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者																				
基本的事項	1 施設建設工事	本件施設に係る新設、解体、仮設工事の設計・施工一式 ・ 要求水準書及び技術提案等に基づき、工事の設計・施工を行う。 ・ 工事に必要となる各種届出、申請、許認可及び各種試運転、試験、検査等も行う。				○																				
	2 維持管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等の維持管理業務 ・ 施設運転計画、維持管理マニュアル等に基づき、施設の維持管理を行う。			○																					
	3 運転管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等の運転管理業務 ・ 施設運転計画、運転管理マニュアル等に基づき、施設の運転管理を行う。		○																						
	4 監理・監視業務	本件事業に係る監理・監視業務 ※市が指示する書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○																							
	5 契約関係事務	建設工事請負契約、維持管理業務委託、運転管理業務委託の委託料支払い及び事務的な管理 ※市が指示する書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○																							
	6 マニュアル等作成・更新	本件施設の機能、性能を発揮するための各種マニュアルのほか、必要な資料一式の作成及び更新(プラント関係、建物関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務マニュアル、業務計画書等の作成</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成				○	運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。	○	○	○		業務マニュアル、業務計画書等の作成		○	○		/								
運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成				○																						
運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。	○	○	○																							
業務マニュアル、業務計画書等の作成		○	○																							
焼却処理に係る施設各種附帯粗大ごみ	7 施設運転計画作成・更新	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の施設運転計画の作成及び更新 ・ 市は、戸塚環境センター、朝日環境センター等との調整を行い、施設運転計画の作成・更新をする。 ※運転管理事業者及び維持管理事業者は、市の指示に従い協力をすること。	○	○	○																					
	8 資格者の配置	資格者の配置 廃棄物処理施設技術管理者、第2種電気主任技術者、第2種ボイラー・タービン主任技術者の届出は、市の資格者とする。 ※法定検査等で必要な書類、資料等で市が指示するものは、各業務担当事業者が作成する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種電気主任技術者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要な法定資格者</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)	○	○			第2種電気主任技術者	○	○			第2種ボイラー・タービン主任技術者	○	○			その他必要な法定資格者		○	○	○	/			
	廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)	○	○																							
	第2種電気主任技術者	○	○																							
	第2種ボイラー・タービン主任技術者	○	○																							
その他必要な法定資格者		○	○	○																						

部門	業務種別	業務概要	業務担当者			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・附帯施設に係る各種事項	9 資材等調達・在庫管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等における電気、水道、下水、薬品、燃料、油脂類、消耗部品等の調達・在庫管理				
		電気、水道、下水等の調達・管理 重機・車両等の燃料の調達・管理	○			
		プラントの運転で使用する薬品、燃料、油脂類、資材等の調達・管理		○		
		その他、自らが使用する資材等の調達・管理	○	○	○	
	10 日常的な点検整備及び保守管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等(プラント関係) ・ 運転管理マニュアル等に基づき、プラント機器の日常的な点検整備、小補修等を行う。		○		
	11 定期的な点検整備及び補修工事	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等(プラント関係) ・ 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の定期的な点検整備、補修工事等を行う。			○	
	12 法定点検、検査等の実施	プラント関係 ・ 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の法定点検及び検査を行う。	○	○	○	
	13 設備故障時等の対応	プラント関係 ・ 初期対応は運転管理事業者が行い、市に報告を行う。小補修等で対応できる場合、運転管理事業者がその補修を行い、必要に応じ維持管理事業者への引継ぎを行う。		○	○	
	14 設備故障時等の対応及び補修工事	プラント関係 ・ 対応及び補修工事については、維持管理事業者が行う。また、市及び運転管理事業者と必要な調整を行う。		○	○	
	15 計量棟受付業務	受付、計量、料金等	○			
	16 プラットホーム受入れ	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームでの誘導、指導、監視等				
		焼却処理施設での誘導、指導、監視等 粗大ごみ処理施設での誘導、指導、監視等	○	○		
17 選別・保管業務	粗大ごみ処理施設での選別・保管に係る業務 ・ 市は、選別、保管、搬出等を行う。	○				
18 各種測定及び分析等の環境管理業務	ごみ質、排ガス、焼却灰、飛灰、排水、作業環境測定等の各種測定及び分析業務	○				
19 焼却灰等の搬出処分業務	焼却灰等の処分、搬出車両等の手配 ・ 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○				

部門	業務種別	業務概要	業務担当者							
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者				
焼却処理に係る施設各種事項	20 焼却灰等の資源化業務	焼却灰等の資源化、搬出車両等の手配 ・ 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○							
	21 重機等の調達・維持管理	プラント関係で必要となる重機等	/							
		運転管理で使用する重機等の調達・維持管理						○		
		粗大ごみ処理施設で市が使用する重機等の調達								○
	粗大ごみ処理施設で市が使用する重機等の維持管理	○								
環境啓発棟に係る各種事項	22 施設運営計画作成・更新	環境啓発棟の運営計画の作成及び更新 ・ 施設運営計画を作成し、必要に応じ適宜、更新する。	○							
	23 環境啓発棟の運営管理業務	環境啓発施設、温浴施設等の運転管理 ・ 運営計画、運営管理マニュアル等に基づき、施設の運営管理を行う。	○							
	24 啓発設備の設置・維持管理・更新	啓発設備について、設置、維持管理及び陳腐化に伴う更新	/							
		啓発設備の設置								○
	啓発設備の維持管理及び更新	○								
25 資材等調達・在庫管理	環境啓発棟における電気、水道、下水、薬品、消耗部品等の調達・在庫管理	○								
共通事項・その他	26 労働安全衛生管理	労働安全衛生委員会等の事務、安全パトロール、安全教育、資格者の配置等	○	○						
	27 防火・防災管理	防火・防災教育、訓練等の実施	○	○	○					
	28 建築物及び建築設備等の維持管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、附属施設、及び環境啓発棟に係る点検整備、補修工事等の建物管理一式 (建築物、走路、外構、電気設備、エレベーター、消防設備、衛生・空調設備等)	/							
		焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び附属施設等の維持管理						○		
		環境啓発棟等の維持管理					○			
	29 視察者、見学者等の対応	受付、案内等	○							
30 清掃業務	清掃、消毒、鼠・害虫駆除等	/								
	焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の清掃等					○				
	それ以外の全ての清掃等						○			

部門	業務種別	業務概要	業務担当者			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
共通事項・その他	31 警備業務	巡回警備、監視警備及び施設業務等				
		焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の警備等	○			
		それ以外の全ての警備等		○		
	32 植栽管理業務	剪定、刈込み、除草、芝生管理、薬剤処理等				
		南側緑地緩衝帯及び自然学習広場等の植栽管理	○			
		それ以外の全ての植栽管理		○		
	33 既設焼却処理施設(西棟)等の運営管理	既設焼却処理施設(西棟)、既設粗大ごみ処理施設、既設附帯施設、厚生会館等の維持・運転管理 ・ 焼却処理施設(西棟)の維持・運転管理 ・ 当該施設の工事に着手するまでの期間における維持・運転管理	○			
	34 住民対応	近隣への対応、要望、情報提供、問い合わせ等(各事業者は主として行う業務について、適切な対応のため市に協力すること)	○			
	35 連絡協議会関係事務	戸塚環境センター連絡協議会の開催及び事務的な管理	○			

維持管理業務委託料

川口市は、維持管理事業者が実施する本件維持管理業務に係る対価を委託料(以下「委託料」という。)として業務実施期間にわたり維持管理事業者に支払うものとする。

1. 委託料の構成

委託料は、次式により算出されるものとする。

$$(\text{委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{消費税相当額})$$

ただし、固定費とは新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等における搬入された処理対象物量の増減にかかわらず変動しない費用のことをいう。

2. 委託料の算出

委託費は、施設ごとに、次の方法により算出する。但し、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の固定費年額を算出するための支払回数は、川口市と維持管理事業者の協議により変更出来るものとする。また、新粗大ごみ処理施設等に係る支払いのうち、初回は、維持管理開始日から当該年度末までの月数に応じた支払を行うものとする。

(1) 新焼却処理施設等

$$\text{固定費年額} = \text{新焼却処理施設等に係る維持管理業務委託契約額} / \text{支払回数(20回)}$$

(2) 新粗大ごみ処理施設等

$$\text{固定費年額} = \text{新粗大ごみ処理施設等に係る維持管理業務委託契約額} / \text{支払回数(24回)}$$

3. 支払方法

川口市による委託料の支払は、業務実施期間につき、毎年度の業務に対して、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等ごとに行う。

4. 委託費の見直し

委託費について、原則として毎年、次の規定に従い、これを見直すものとする。

見直しは、維持管理事業者の提案をもとに川口市及び維持管理事業者の協議により定める指標を用いるものとする。改定時と前回改定時の当該指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、維持管理事業者は変動の有無にかかわらず、川口市に書面により毎年9月末時点で公表されている当該指標の直近12か月の平均値を報告する。これに基づき、川口市は、10月末までに見直しを行い、川口市、維持管理事業者による確認のうえ翌年度

の委託料を確定する。初回の改定は、令和3年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づくものとする。

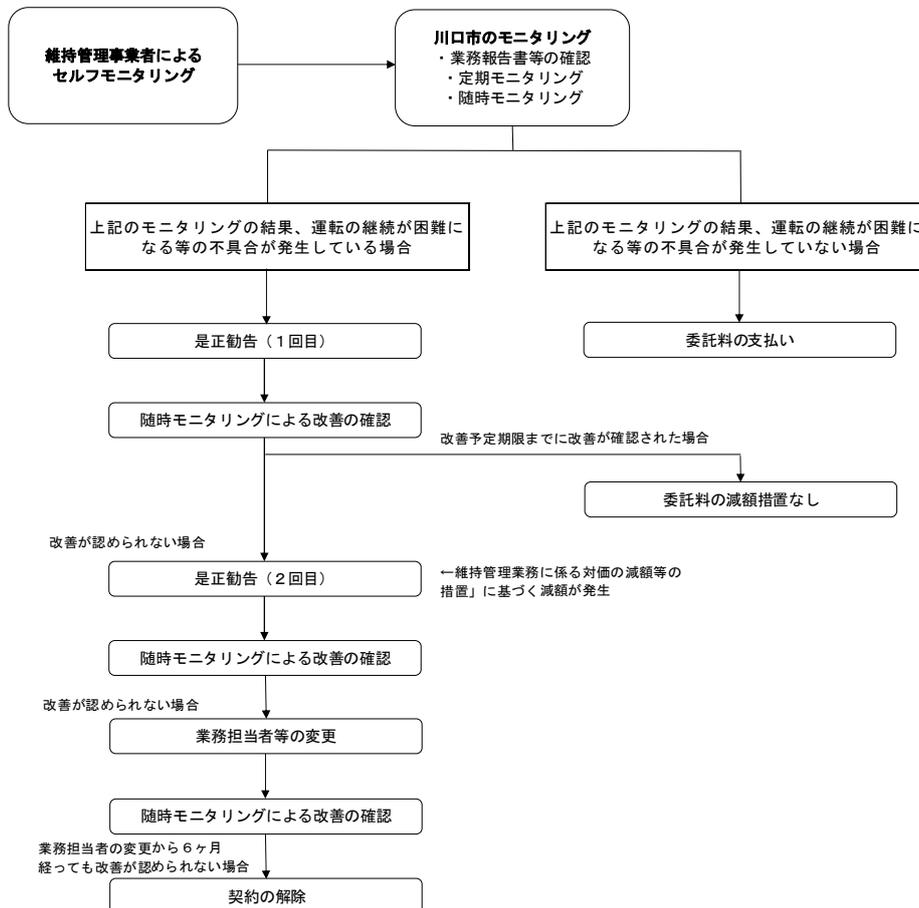
5. 遅延損害金

川口市は、川口市の責めに帰する事由により委託料の支払いが遅延したときは、維持管理事業者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを川口市に請求することができる。

モニタリング実施要領等(維持管理業務)

1. 業務実施期間中の業務水準低下に関する措置

本件維持管理業務における業務実施期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2. モニタリングの方法

モニタリングは、川口市と維持管理事業者が対等の立場による対話を通じて、本件維持管理業務が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1)セルフモニタリング実施計画書の作成

維持管理事業者は、維持管理業務委託契約締結後、維持管理業務要求水準書等及び提案書類に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、川口市の承諾を得ること。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続き
- ⑤モニタリング様式

(2)川口市によるモニタリングの方法

本件維持管理業務における川口市によるモニタリングについては、次のとおりとする。

ア 業務報告書等の確認

川口市は、維持管理事業者が維持管理業務委託契約、維持管理業務要求水準書、募集要項及び提案書類に定める業務内容の実施状況を、維持管理事業者から川口市へ提出する業務報告書等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

川口市は、月1回、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の現場調査を行い、維持管理事業者から提出された維持管理計画書等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。

その他随時必要に応じ、川口市は新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の現場調査を行い確認する(随時モニタリング)

(3)業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

上記モニタリングの結果、運転の継続が困難になる等の不具合が発生している場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a)是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合は、川口市は維持管理事業者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。

維持管理事業者は、是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について川口市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を川口市に提出し、川口市の承諾を得ること。

(b)やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、維持管理事業者は川口市に対して速やかに、かつ、詳細に報告し、改善策について川口市と協議する。維持管理事業者の通知した事由に合理性があると川口市が判断した場合、川口市は対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

川口市は、維持管理事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容で改善が認められないと川口市が判断した場合、川口市は維持管理事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当者の変更等

上記ウの手続を経ても、第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと川口市が判断した場合、川口市は本件維持管理業務を担当している業務担当者を変更することを維持管理事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

川口市は上記エの業務担当者の変更を行った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、川口市が維持管理業務委託契約の継続を希望しない時には、維持管理業務委託契約を解除することができる。

(4) 維持管理業務に係る対価の減額等の措置

本件維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「固定費」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、川口市が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日(同日を含む。)として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日(1日未満は1日とする。)につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

川口市は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該年度の委託料につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～15	減額なし
16～30	10%の減額
31以上	30%の減額

3. 維持管理業務に係る対価の返還

本件維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、維持管理事業者による川口市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ本件維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、維持管理事業者は、減額されるべき本件維持管理業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。この場合、当該減額されるべき本件維持管理業務に係る対価を川口市が維持管理事業者を支払った日から、川口市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

運転管理業務委託料

川口市は、運転管理事業者が実施する本件運転管理業務に係る対価を委託料(以下「委託料」という。)として業務実施期間にわたり運転管理事業者に支払うものとする。

1. 川口市が運転管理事業者に支払う委託料の算定方法と構成

川口市が運転管理事業者に支払う委託料は、次の算式によって算定される。また、委託料の構成は表1のとおりである。

$$\text{(委託料)} = \text{(固定費)} + \text{(変動費)} + \text{(消費税相当額)}$$

$$\text{(固定費)} = \text{(固定費A)} + \text{(固定費B)}$$

$$\text{(変動費)} = \text{(変動費A)} + \text{(変動費B)}$$

ただし、

(固定費): 固定費A及び固定費Bにより構成され、処理対象物の処理量に関わりなく支払われる固定的な運転管理費をいう。

(固定費 A): 新焼却処理施設等を対象とする固定費をいう。

(固定費 B): 新粗大ごみ処理施設等を対象とする固定費をいう。

(変動費): 変動費A及び変動費Bにより構成され、対象とする薬品等の使用量に応じて支払われる変動的な運転管理費をいう。

(変動費A): 新焼却処理施設での対象とする薬品等の使用量に応じて支払われる変動的な運転管理費をいう。

$$\text{(変動費A)} = \text{(四半期毎の使用量(t)} \times \text{薬品等ごとに提案書類で提案された単価(円/t))}$$

(変動費B): 新粗大ごみ処理施設での対象とする薬品の使用量に応じて支払われる変動的な運転管理費をいう。

$$\text{(変動費B)} = \text{(四半期毎の使用量(t)} \times \text{薬品ごとに提案書類で提案された単価(円/t))}$$

(使用量): 納品伝票等の根拠資料により川口市が算定する。

表1 委託料の構成

種類		概要	項目
固定費※	固定費A 固定費B	<ul style="list-style-type: none"> ・新焼却処理施設の運転管理業務、受入供給業務に係る人件費 ・新粗大ごみ処理施設の運転管理業務に係る人件費 ・情報管理業務、施設警備・防犯業務、清掃業務、植栽管理業務に係る人件費 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・保険料
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理業務、施設警備、防犯業務、清掃業務、植栽管理業務に要する費用（人件費を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・検査費 ・補修用原材料費 ・予備品・消耗品 ・重機・車両費 ・処理対象物量、ごみ質の変動に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・情報管理業務費 ・施設警備業務費 ・防犯業務費 ・清掃業務費 ・植栽管理業務費
変動費	変動費A	新焼却処理施設の運転管理に必要となる薬品等	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品 ・灯油等の助燃剤
	変動費B	新粗大ごみ処理施設の運転管理に必要となる薬品等	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品

※ 本件業務による運転管理事業者の諸経費及び利益に相当する費用は、固定費に計上するものとし、他の費用に計上しないこと。また、新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設ごとに建設工事要求水準書の定めにより納入される消耗品及び予備品等については、川口市から支給することから、委託料には計上しないこと。

2. 支払方法

川口市による委託料の支払は、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等ごとに行う。支払いは、それぞれの業務実施期間につき、毎年度につき、四半期毎の業務に対して行うものとするが、業務実施期間の初年度については、川口市と運転管理事業者の双方の協議により定めるものとする。

3. 委託費の見直し

委託費について、原則として毎年、次の規定に従い、これを見直すものとする。

見直しは、運転管理事業者の提案をもとに川口市及び運転管理事業者の協議により定める指標を用いるものとする。改定時と前回改定時の当該指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、運転管理事業者は変動の有無にかかわらず、川口市に書面により毎年9月末時点で公表されている当該指標の直近12か月の平均値を報告する。これに基づき、川口市は、10月末までに見直しを行い、川口市、運転管理事業者による確認のうえ翌年度

の委託料を確定する。初回の改定は、令和3年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づくものとする。

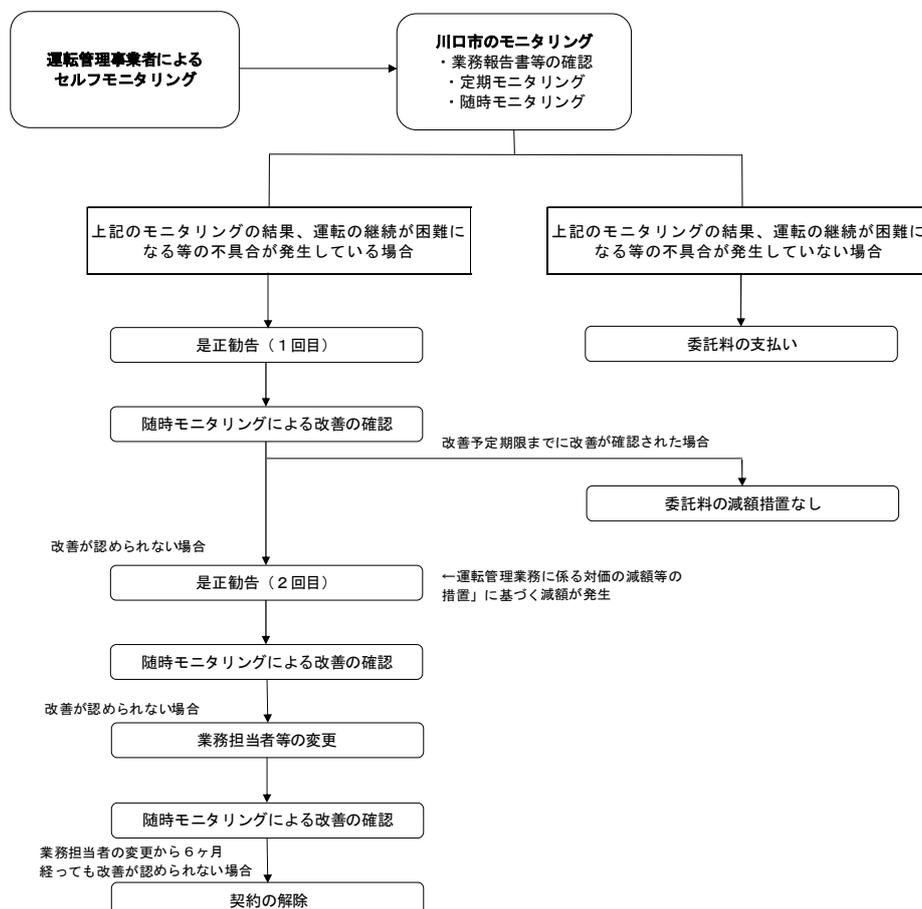
4. 遅延損害金

川口市は、川口市の責めに帰する事由により委託料の支払いが遅延したときは、運転管理事業者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを川口市に請求することができる。

モニタリング実施要領等（運転管理業務）

1. 業務実施期間中の業務水準低下に関する措置

本件運転管理業務における業務実施期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2. モニタリングの方法

モニタリングは、川口市と運転管理事業者が対等の立場による対話を通じて、本件運転管理業務が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運転管理事業者は、運転管理業務委託契約締結後、運転管理業務発注仕様書等及び提案書類に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、川口市の承諾を得ること。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続き
- ⑤モニタリング様式

(2)川口市によるモニタリングの方法

本件運転管理業務における川口市によるモニタリングについては、次のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

川口市は、運転管理事業者が運転管理業務委託契約、運転管理業務発注仕様書、募集要項及び提案書類に定める業務内容の実施状況を、運転管理事業者から川口市へ提出する業務報告書等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

川口市は、月1回、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の現場調査を行い、運転管理事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。

その他随時必要に応じ、川口市は新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の現場調査を行い確認する(随時モニタリング)

(3)業務の改善についての措置

ア 是正勧告(第1回目)

上記モニタリングの結果、運転の継続が困難になる等の不具合が発生している場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a)是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合は、川口市は運転管理事業者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。

運転管理事業者は、是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について川口市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を川口市に提出し、川口市の承諾を得ること。

(b)やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、運転管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運転管理事業者は川口市に対して速やかに、かつ、詳細に報告し、改善策について川口市と協議する。運転管理事業者の通知した事由に合理性があると川口市が判断した場合、川口市は対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

川口市は、運転管理事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告(第2回目)

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容で改善が認められないと川口市が判断した場合、川口市は運転管理事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当者の変更等

上記ウの手続を経ても、第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと川口市が判断した場合、川口市は当該業務を担当している業務担当者を変更することを運転管理事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

川口市は上記エの業務担当者の変更を行った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、川口市が運転管理業務委託契約の継続を希望しない時には、運転管理業務委託契約を解除することができる。

(4) 運転管理業務に係る対価の減額等の措置

運転管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「固定費」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、川口市が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日(同日を含む。)として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日(1日未満は1日とする。)につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

川口市は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該年度の委託料につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～15	減額なし
16～30	10%の減額
31以上	30%の減額

3. 運転管理業務に係る対価の返還

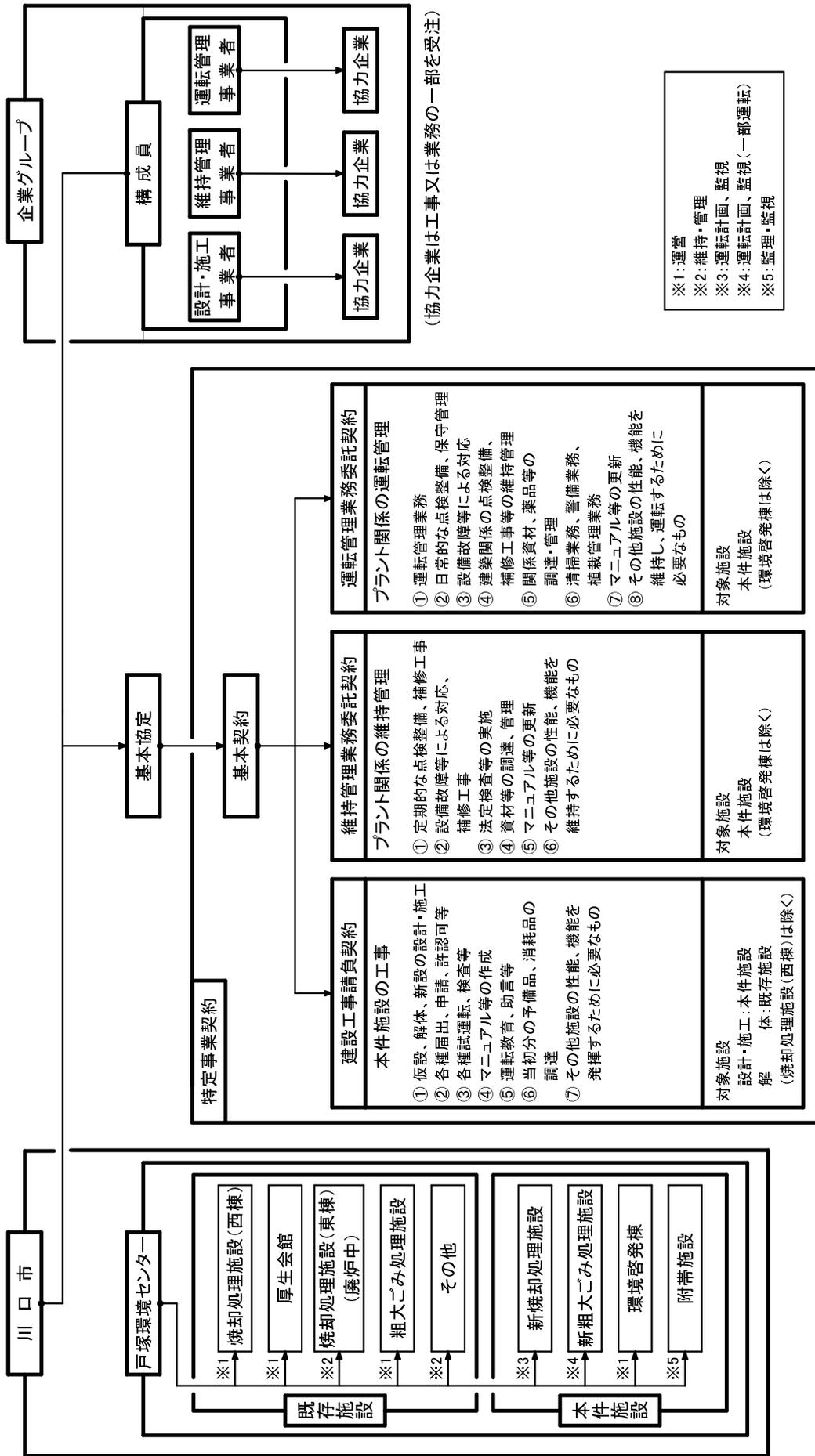
本件運転管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、運転管理事業者による川口市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ本件運転管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運転管理事業者は、減額されるべき本件運転管理業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。この場合、当該減額されるべき本件運転管理業務に係る対価を川口市が運転管理事業者を支払った日から、川口市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担			
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
募集要項等リスク	募集説明書、建設工事要求水準書等の誤記に関するもの、内容変更により、川口市の要求事項が達成されない等	○			
契約締結リスク	民間事業者の帰責事由により契約が結べない等		○	○	○
	川口市の帰責事由により契約が結べない等	○			
計画変更リスク	川口市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○			
用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○			
近隣対応リスク	民間事業者の帰責事由により本件施設の建設、維持管理及び運転管理（以下、「運営」という。）に関する近隣への対応		○	○	○
	川口市の帰責事由により本件施設の建設・運営に関する近隣への対応	○			
	既存施設の運営に関する近隣への対応	○			△
	要求水準書に規定された環境保全水準を遵守していてもなお生活環境に関連する苦情等が生じた等	○	○	○	○
	上記以外のもの	△	○	○	○
法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○			
	上記以外の法令等の変更等	○	○	○	○
税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○	○	○
	上記以外の税制度の変更等	○			
許認可遅延リスク	民間事業者の帰責事由により許認可取得が遅延した等		○	○	○
	川口市の帰責事由により許認可取得が遅延した等	○			
	環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等				○
募集参加リスク	募集参加に要する費用に関するもの		○	○	○
事故の発生リスク	民間事業者の帰責事由により、設計・建設・運営において発生する事故、火災等に関するもの		○	○	○
	川口市の帰責事由により、設計・建設・運営において発生する事故、火災等に関するもの	○			
交付金リスク	民間事業者の帰責事由により、予定していた交付金額が交付されない、又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○	○	○
	上記以外の事由により、予定していた交付金額が交付されない、又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○			
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	川口市の帰責事由による財政破綻及び指示等に伴うもの	○			
	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	○	○
第三者賠償リスク	民間事業者の帰責事由により発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○	○	○
	川口市の帰責事由により発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等	○			

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者				
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者	
共通	不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力により事業の実施が不可能となる等	○			
		設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力による修復のための事業遅延等	○	△	△	△
	物価変動リスク	設計・施工期間中の一定範囲内における物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの				○
		施設の供用開始後の一定範囲内における物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの		○	○	
		設計・施工期間中及び施設の供用開始後一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの	○			
	設計段階	設計変更リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
民間事業者の提案内容の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの						○
測量・地質調査リスク		川口市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○			
		民間事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの				○
建設着工遅延リスク		川口市の指示、提示条件の不備、変更に関するもの	○			
		上記以外の要因によるもの				○
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○			
	工事費増大リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○			
		民間事業者の帰責事由による工事費の増大				○
		上記以外の要因による工事費の増大				○
	工事遅延リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○			
		民間事業者の帰責事由による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延				○
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延				○
	性能リスク	建設工事要求水準書等への不適合（施工不良を含む）				○
	既存施設への影響リスク	民間事業者の帰責事由により、既存施設に影響を与えたことより生じた損害				○
	試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの				○
		試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○			
		川口市が認める運転マニュアル違反によるもの				○
試運転計画書及び性能試験計画書の不備によるもの					○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者				
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者	
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲を超えるものの変動)	○			
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲以内の変動)		○	○	
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△	△	
	性能未達リスク	民間事業者の帰責事由により施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○	○	○
		川口市の帰責事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○			
	施設契約不適合リスク	施設的设计・施工上の契約不適合に係るもの				○
	技術革新	技術の陳腐化等により川口市の求めによる施設・設備等の変更を行う場合に関する、当該変更のための費用増大	○			
		技術の陳腐化等により民間事業者の提案で施設・設備等の変更を行う場合に関する、当該変更のための費用増大		○	○	
	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動に関するもの	○			
		民間事業者の帰責事由による発電量の変動に関するもの		○	○	○
		川口市の帰責事由による発電量の変動に関するもの	○			
	熱供給リスク	民間事業者の帰責事由により、環境啓発棟への温水供給停止（供給用配管の破損・更新等を含む）に伴うもの		○	○	○
川口市の帰責事由により、環境啓発棟への温水供給停止（供給用配管の破損・更新等を含む）に伴うもの		○				
施設破損リスク	本件施設のうち、環境啓発棟を除く施設・設備の老朽化、劣化によるもの			○		
	環境啓発棟の施設・設備の老朽化、劣化によるもの	○				
	第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○	△			
事業終了時	施設の性能確保リスク		○	○		
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	民間事業者の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大		○	○	
		川口市の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大	○			



川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業 スキーム図

